

一宮グループ従業員の皆さまへ

「団体損害保険制度」のご案内

団体扱・団体契約のメリット

【団体扱対象商品】自動車保険、火災保険、地震保険 など
【団体契約対象商品】傷害保険、ゴルファー保険 など

POINT 1 保険料がおトクです

団体扱の場合

団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払とできますので、団体扱以外のご契約と比べておトクです。
また、団体扱一括払の場合、団体扱以外のご契約の一時払保険料と比べて、保険料が5%おトクです。



POINT 2 団体割引が適用されます

団体契約の場合

ご加入いただいた被保険者数や保険の種類により団体割引が適用されます。
* 保険料および保険金額はご加入の被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果、保険料および保険金額が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。



POINT 3 保険料は給与引去り

団体扱・団体契約

保険料は給与引去りとなるので、保険料の払込忘れや、払込手続の面倒がありません。また職場で簡単にご加入でき、大変便利です。保険料は保険始期月の2か月後給与から引去られます。（一部の保険は異なります。）



POINT 4 各種サービスがご利用いただけます

おクルマQQ隊

事故や自動車の故障についてのサービスがご利用いただけます。（対象種目：自動車）
おクルマQQ隊はご契約のお車にロードサービス費用特約をセットした場合にご利用いただけます。

暮らしのQQ隊

家の水まわり、カギあけについてのサービスがご利用いただけます。（対象種目：火災保険）
★「6つの補償プラン」「4つの補償＋破損汚損プラン」限定

生活サポートサービス

健康・医療、介護などに関する情報のご提供やご相談にお応えします。（対象種目：傷害保険）
ただし、保険商品によりご利用できるサービスが異なります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。



※各種サービスは、個人の保険契約者さま、ご加入者さまにご利用いただけます。（暮らしのQQ隊は個人の保険契約者に限定されません。）

団体扱・団体契約保険をご契約（ご加入）いただくには、保険契約者（加入申込人）・記名被保険者・ご契約のお車の所有者（自動車保険のみ）のいずれもが、以下の方であることが条件となります。

保険契約者

団体扱 ＝一宮グループに勤務し、毎月給与の支払いを受けている方

団体契約＝一宮グループ＜加入申込人となる方の範囲＞一宮グループに勤務され、毎月給与の支払いを受けている方

記名被保険者

（補償の対象者）

団体扱 ＝保険始期日時点において、次のいずれかに該当する方

①保険契約者 ②保険契約者の配偶者 ③保険契約者またはその配偶者の同居の親族 ④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族
ただし、次の場合に限り、「⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族」を記名被保険者とすることができます。

・①～④の方が、⑤の方と共有する物件を保険の対象とする場合

・①～④の方が使用し、⑤の方が所有する物件を保険の対象とする場合

団体契約＝一宮グループに勤務され、毎月給与の支払いを受けている方（本人）、およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）

※保険期間の途中で、保険契約者・記名被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

ご契約のお車の所有者（自動車保険のみ）

保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

ご契約のお車の用途車種（自動車保険のみ）

自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車（ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車は自動車保険・一般用の場合）

*なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

○退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合 ○親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合 ○団体において当社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と当社の間で締結している 集金契約が解除される場合

従業員の皆さまだからこそ
ご利用いただける
保険制度です。



利用できる保険の概要は裏面をご覧ください。

団体損害保険制度が利用できる商品の概要

自動車保険

GK クルマの保険
＜家庭用自動車総合保険＞ 等

マイカーを購入したら、必ず自動車保険を契約しましょう。

団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払とできますので、団体扱以外のご契約と比べておトクです。



傷害保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)
団体総合生活補償保険(標準型)

偶然な事故によるケガと病気を幅広く補償する保険です。※
団体割引等の制度もあります。

※MS & AD型→ケガ・病気、
標準型→ケガのみ補償となります。



火災保険

GK すまいの保険＜家庭用火災保険＞

一人暮らしを始めたら、家財（衣類や家具等）の火災保険をご用意されることをおすすめします。賠償事故も特約で補償可能です。

団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払とできますので、団体扱以外のご契約と比べておトクです。



上記のほか、「医療保険」なども取り揃えております。詳細は取扱代理店へお問い合わせください。

一宮グループ保険代理店

一宮グループの損害保険団体加入制度は
私たち一宮興産株式会社が責任をもってご案内させていただきます。

一宮興産株式会社



＜お問い合わせ先＞

本社：河田、藤川、清水

TEL:0897-33-5502 FAX:0897-34-0357

千葉支店：田久保

TEL:0436-61-2236 FAX:0436-61-1055

私たちは、一宮グループの保険代理店として
保険を通じて、従業員の皆さまの立場に立った
サービスを誠心誠意提供いたします！！

《設立》 1969年12月22日

《所在》 〒792-8584

愛媛県新居浜市西原町2-4-34

《従業員数》 60人(保険専任スタッフ5人)

《取扱保険》 自動車保険・火災保険・傷害保険など

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 愛媛支店新居浜支社
〒792-0004 愛媛県新居浜市北新町9-11

TEL:0897-33-3184 FAX:0897-32-9465